

今月の税務トピックス

(年末調整及び確定申告における配偶者特別控除の不適用)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であるものが、その公的年金等の全部について源泉徴収された場合等において、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、確定申告が不要（いわゆる公的年金等申告不要制度）とされています（所法121③）。

平成31年度税制改正では、課税関係の適正化を図る観点から、夫婦一方が公的年金等申告不要制度を適用する場合には、配偶者特別控除が適用できないこととされました。

本稿では、これらの制度の概要と実務上の留意点について解説することとします。

I 配偶者特別控除（所法83の2①）

居住者が生計を一にする配偶者（「青色事業専従者（所法57①）」として給与の支払を受けるもの及び「白色事業専従者（所法57③）」を除くものとし、合計所得金額が133万円以下であるものに限り、）で控除対象配偶者に該当しないもの（合計所得金額が1,000万円以下であるその居住者の配偶者に限り、）を有する場合には、その居住者の所得金額の合計額から38万円を限度として、居住者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた金額が控除できます。

II 配偶者特別控除の不適用（所法83の2②二・三）

居住者の配偶者が給与所得者の扶養控除等申告書若しくは従たる給与について扶養控除等申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「扶養控除等申告書等」といいます。）に記載された源泉控除対象配偶者がある者として給与等又は公的年金等に係る源泉徴収の規定の適用を受けている場合（その配偶者がその年分の所得税につき年末調整の適用を受けた者である場合又は確定申告書の提出をし若しくは決定を受けた者である場合を除きます。）には、その居住者は、確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることができないこととされます（図表参照）。

III 用語の意義

1 控除対象配偶者（所法2①三十三の二）

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者とされます。

2 同一生計配偶者（所法2①三十三）

居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（「青色事業専従者（所法57①）」として給与の支払を受けるもの及び「白色事業専従者（所法57③）」を除きます。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者とされます。

3 源泉控除対象配偶者（所法2①三十三の四）

居住者（合計所得金額が900万円以下であるものに限り、）の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除きます。）のうち、合計所得金額が95万円以下である者とされます。源泉徴収の際の扶養親族等の数の算定を目的に設けられており、配偶者控除及び配偶者特別控除が48万円となる範囲とされます。

IV 適用関係（平成31年度改正法附則5）

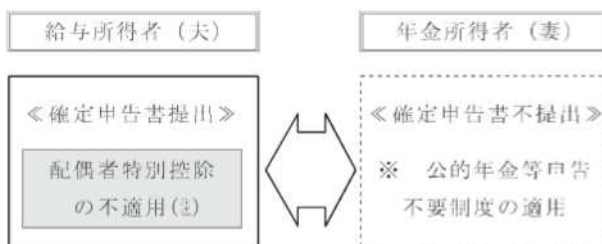
上記IIの改正は、令和2年分以後の所得税について適用され、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例によります。

おわりに

配偶者特別控除は、夫婦いずれか一方でしか適用できません（所法83の2②一）。

また、夫婦一方が公的年金等申告不要制度を適用する場合には、年末調整及び確定申告においては配偶者特別控除が適用できません。配偶者特別控除の適用を受ける場合には、源泉控除対象配偶者において確定申告書を提出し、配偶者の合計所得金額を明確にする必要がありますので留意して下さい。

＜図表：年末調整及び確定申告における配偶者特別控除の不適用＞



(注) 配偶者特別控除の適用を受けるためには、年金所得者において確定申告が必要。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。